

扶桑町監査公表第2号

随時（財産管理）監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月3日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 杉浦敏男

1. 監査の対象

- ① 高雄公園
- ② 柏森駅前公園

2. 監査実施日

令和5年9月29日（金）

3. 監査の方法等

扶桑町行政財産のうち、上記施設について、施設が適切に管理されているかについて、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出に加え、関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

4. 施設の概要等

① 高雄公園

所在地 扶桑町大字高雄字中海道224番地（他4筆）

概要 土地4,649.00㎡

中海道225番のみ借地 土地借地料（95円/㎡）

建物10.80㎡

② 柏森駅前公園

所在地 扶桑町大字柏森字西前137番地（他3筆）

概要 土地2,369.1㎡ 全て町所有

建物5.29㎡

5. 監査の結果及び意見

監査の結果、全体として施設は整備され清掃も行き届いており、おおむね良好に管理され運営されていた。